

## 監査公表第8号

### 財政的援助団体等監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を、糸魚川市監査基準に準拠して実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年12月24日

糸魚川市監査委員 渡邊 勇  
糸魚川市監査委員 松尾 徹郎

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査の種類   | 財政的援助団体等監査  |
| 2 | 監査の対象   | 指定管理者 株式会社能生町観光物産センター<br>施設名 海の資料館 越山丸・マリンミュージアム 海洋能生海洋公園<br>所管課 能生事務所  |
| 3 | 監査の着眼点  | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。  |
| 4 | 監査の実施内容 | 令和6年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。   |
| 5 | 監査の日程   | 令和7年11月26日  |
| 6 | 監査の実施場所 | 糸魚川市役所 204会議室   |
| 7 | 監査の結果   | 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認めるが、一部に改善を要する事例が見受けられた。改善を要する事例及び意見は、次のとおりである。<br>地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。<br>なお、その他軽微な事項については、関係所属長に留意又は改善を促した。 |

## (1) 指摘事項

### ア 基本協定書の規定に基づく事業計画書と事業報告書について

#### (ア) 事業計画と実績の整合

各施設の指定管理業務は、指定管理者から年度当初に提出された事業計画と実績とで内訳が大幅に異なっていた。また、翌年度も前年度と同一（総額及び科目ごとの内訳も全て同額）の収支計画書が提出されており、算出根拠や収支不足解消の取組を把握できる書類の添付がなかった。

#### (イ) 事業報告書の収支状況

指定管理者から提出された事業報告書に添付の収支状況は、年度当初に提出された事業計画書と様式（支出科目）が異なっており、計画に対する実績の確認が困難である。

特に、上記(ア)のとおり計画と実績に隔たりがある状況においては、年度比較を行うなどして原因の特定や状況分析をした上で今後の改善策を講じる必要があると考えられるため、事業報告書の様式改善が必要ではないか。

なお、このことについて、令和元年度に実施した同一の指定管理者に対する財政援助団体等監査においても同様に改善を促したが、改善されていない状況であった。

### (2) 周辺施設の一体的な管理について（意見）

施設管理者である市は、必要な改善点について各所管が相互に情報共有し適宜協議・検討を重ねるとともに、指定管理者に対しては管理状況を一定の基準で把握できる書類の提出を求めるよう努められたい。